5　適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

一　第四条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第五条第二項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額

二　第十二条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十七条第二項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額

6　適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第二項に定めるところによる。

一　第四条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第六条第二項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額

二　第十二条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十八条第二項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率の一部改正）

第三条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「第一条第一項第六号」を「第一条第一項第七号」に改める。

第三条中「第一条第一項第六号の規定に基づき」を「第一条第一項第七号に規定する」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年六月三十日から適用する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条第五項から第七項までの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新開示告示第三条第二項において準用する新開示告示第二条第五項から第七項までの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下ハの項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新開示告示第六条（第一項を除く。）の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

○金融庁告示第六十四号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十六年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年六月二十六日

金融庁長官　畷溝　清史

第一条第八号中「キプロス　リマソール　第二十八オクトーバー通り　三百十九」を「キプロス　リマソール　シアフィ・ストリート　一」に改め、同条に次の一号を加える。

十七　商号又は名称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インコーポレーテッド
主たる事務所の所在地　英国　ロンドン市　カナリー・ワーフ　ワン・カナダ・スクエア
チェコ　プラハ一区　ワシントンノヴァ通り　十七

第三条第八号中「ドイツ　フランクフルト・アム・マイン市　タウヌスアンラーゲ　十七」を「ドイツ　フランクフルト・アム・マイン市　ノイエ・マインツァー通り　四十六―五十」に改める。

○財務省告示第二百十八号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号。以下「法」という。）附則第二条の十六第一項の規定に基づき、特定投資指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十七年六月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

特定投資指針

一　特定投資業務全般に関する事項

特定投資業務に係る措置は、我が国において民間金融機関等による成長資金（法附則第二条の十二第四項の投資業務又はこれと同種の業務により供給される資金をいう。以下同じ。）の供給が必ずしも十分に行われていない状況の下で、民間金融機関等による自立的な成長資金の供給の促進並びに我が国経済の喫緊の課題である地域経済の活性化及び我が国の企業の競争力の強化を図るために時限的に講じられるものである。

これを踏まえ、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、次に掲げる事項に特に留意して特定投資業務を行うこととする。

(1)　民業の補完・奨励及び民間金融機関等による成長資金の供給促進

①　特定投資業務においては、民業の補完又は奨励に徹することとし、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して、率先して資金供給を行うこと。他方、民間金融機関等との適切なリスク共有にも留意すること。

②　民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化を促進するため、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等との協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくとともに、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体において案件に係る事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、積極的なノウハウの提供等に努めること。

(2)　関係省庁等との連携

地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる施策をはじめとする関係施策と適切に連携するため、特定投資業務の実施に当たっては、関係省庁、地方公共団体及び政府関係機関その他関係者と相互に連携を図りつつ協力し、適切な役割分担の下で業務を行うこと。特に、特定の政策目的に合致する案件については、原則として、当該目的のために時限的に設置された官民ファンド（官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成二十五年九月二十七日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づき検証を行う認可法人等をいう。）の役割を優先すること。

二　特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準

(1)　特定投資業務による資金供給の対象となる特定事業活動に関する事項

特定投資業務による資金供給の対象となる特定事業活動は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める全ての事項を満たすとともに、当該特定事業活動を行う事業者が公的な資金の供給を受けることに鑑み、当該特定事業活動を確実に実施する経営体制を有する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれる事業者が行うものであることとする。

①　法附則第二条の十二第三項第一号に定める特定事業活動（以下「第一号事業活動」という。）である場合

ア　事業者自らが有する十分に活用されていない経営資源（知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。）を有効に活用して行う事業活動であること。